

令和2年度 川口市子どもの予防接種

令和2年10月1日作成

川口市保健所 地域保健センター

川口市では、予防接種法に基づき、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として、定期予防接種を実施しています。

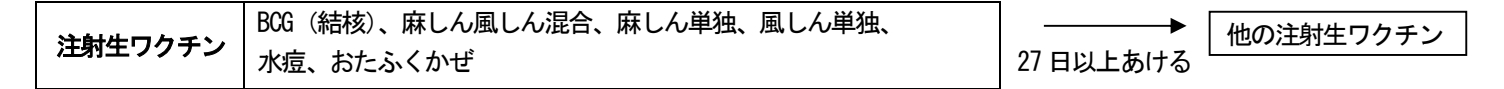
定期予防接種・・・市の委託した医療機関で通年、個別接種を行っています。母子健康手帳は必ず持参してください。

予防接種名	対象疾病	回数	ワクチンの種類	受けるのに適した年齢（標準年齢）及び接種方法		受けることが可能な年齢（対象年齢）
Hib（ヒブ）感染症	Hib による髄膜炎、急性喉頭がい炎等	4回 ※1	不活化	初回	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合：27～56日の間隔をおいて 3回	生後2か月～5歳未満
				追加	初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて 1回	
小児の肺炎球菌感染症	肺炎球菌による肺炎、髄膜炎、中耳炎等	4回 ※1	不活化	初回	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合：27日以上の間隔をおいて 3回	生後2か月～5歳未満
				追加	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に 1回 （生後12か月～15か月）	
B型肝炎	B型肝炎ウイルスによる肝炎、肝硬変、肝がん	3回	不活化	1、2回目	生後2か月から27日以上の間隔をおいて 2回	1歳未満
				3回目	7～8か月（1回目から139日以上の間隔をおいて） 1回	
ロタウイルス感染症	ロタウイルスによる胃腸炎	2回	生（経口）	（ロタリックス：1価） 生後2か月～24週0日後までの間に、27日以上の間隔をおいて 2回 ※初回接種は出生14週6日後まで		出生6週0日後～24週0日後
		3回		（ロタテック：5価） 生後2か月～32週0日後までの間に、27日以上の間隔をおいて 3回 ※初回接種は出生14週6日後まで		
四種混合（DPT-IPV）	ジフテリア破傷風百日せきポリオ	4回	不活化	第1期初回	生後3か月～12か月未満の間に20日～56日の間隔をおいて 3回	生後3か月～7歳6か月未満
				第1期追加	初回接種終了後、12か月～18か月の間隔をおいて 1回	
BCG	結核	1回	生	生後5か月～8か月未満の間に 1回		1歳未満
麻しん風しん混合（MR）	麻しん（はしか）風しん（三日ばしか）	2回	生	第1期	1歳～2歳未満の間に 1回	
				第2期	令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に 1回 （平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれのかた） 麻しん又は風しんのいずれか一方にかかったことが確実な場合は、希望により麻しん又は風しんの単独ワクチンも受けられます。	
水痘	水痘（水ぼうそう）	2回	生	1回目	1歳～1歳3か月未満の間に1回	1歳～3歳未満
				2回目	1回目接種から6～12か月の間隔をおいて1回	
日本脳炎※2	日本脳炎	4回	不活化	第1期初回	3歳の間に6～28日の間隔をおいて 2回	生後6か月～7歳6か月未満
				第1期追加	4歳の間で、初回接種終了後おおむね1年後に 1回	
				第2期	9歳の間に 1回	9歳～13歳未満
二種混合	ジフテリア破傷風	1回	不活化	第2期	11歳の間に 1回	11歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症※3	子宮頸がん	3回	不活化	中学1年生の間に 3回		小学校6年生～高校1年生相当の女子

※1：接種回数は、開始日月齢によって変わります。詳しくは裏面をご覧ください

- ※2：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのかたは、20歳未満の間、日本脳炎を定期予防接種として受けることができます。（ただし、2期は9歳以上）
平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのかたで、平成22年3月31日までに日本脳炎第1期予防接種が終わっていないかたは、第2期（9歳以上13歳未満）の間、終了していない日本脳炎第1期を定期予防接種として受けることができます。
- ※3：平成25年6月14日の厚生労働省からの勧告により積極的に勧められていません。

◎他の予防接種との間隔（令和2年10月より、接種間隔の制限が見直されました。）



注射生ワクチン以外のワクチンにおける、当該予防接種から他の予防接種までの間隔については、制限がなくなりました。
日本脳炎、四種種混合など、同じ種類のワクチンを複数回接種するものについては、それぞれの接種間隔を守るようにしてください。

◇予防接種の受け方

それぞれの予防接種の対象となるかたに、個人通知を発送いたします。転入されたかたの場合、既に対象年齢を迎えている予防接種の通知はありませんので、委託医療機関にある予診票をお使いいただくか、地域保健センターにご連絡ください。

送られてきた通知をよく読み、体調の良い時に受けてください。

持ち物・・・母子健康手帳、予診票（個人通知に入っています。市内委託医療機関にも置いてあります。）

接種会場・・・市内の委託医療機関で実施しています。個人通知に一覧がありますので、予約をしてから受けてください。

予防接種	個人通知発送時期
Hib（ヒブ）感染症・小児の肺炎球菌感染症 B型肝炎・ロタウイルス感染症※4	生後2か月を迎える前の月末
四種混合、BCG（結核）	生後3か月を迎える前の月末（3・4か月児健診の通知に同封）
麻しん風しん混合第1期、水痘	満1歳を迎える前の月末
麻しん風しん混合第2期	小学校就学の前年の3月末
二種混合	満1歳を迎える前の月末
日本脳炎第1期※5	満3歳を迎える前の月末
日本脳炎第2期※5	満9歳を迎える前の月末（平成19年4月2日以降に生まれたかた） 満18歳を迎える前の月末（平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれたかた）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	平成25年6月14日の厚生労働省からの勧告により行っていません。

※4：ロタウイルス感染症の予防接種は、令和2年8月1日以後出生のかたを対象に、令和2年10月1日から定期予防接種になりました。対象の生年月日のかたでも、令和2年9月30日までに接種した分は費用補助の対象にはなりません。

※5：日本脳炎の個人通知については、積極的勧奨を行っていなかった期間があったため特別措置がとられています。

- 対象者（下記①又は②のかた）で予診票のない場合は、委託医療機関にある予診票をお使いください。
- ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのかた・・・20歳未満の間、日本脳炎を定期予防接種として受けることができます。（ただし、2期は9歳以上）
- ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのかた・・・平成22年3月31日までに日本脳炎第1期予防接種が終わっていない場合は、第2期（9歳以上13歳未満）の間、終了していない日本脳炎第1期を定期予防接種として受けることができます。

◇長期療養により定期予防接種が受けられなかったかたへ

平成25年1月30日から、定期予防接種の対象年齢期間に長期に療養を必要とする疾病などにより、予防接種を受けることができなかったかたは、快復後2年が経過するまでの間、対象年齢を超えていても定期接種として受けることができるようになりました（ただし、2年が経過していなくてもHib（ヒブ）感染症は満10歳未満、小児の肺炎球菌感染症は満6歳未満、四種混合は満15歳未満、BCG（結核）は満4歳未満まで）。なお、ロタウイルス感染症はこの制度の対象外です。この制度の対象になると思われるかたは、必ず接種を受ける前に地域保健センターにご相談ください。

◇川口市外（埼玉県内）で予防接種を受けたい場合

予防接種は、住民票のある市区町村で受けることが原則です。埼玉県内のかかりつけ医療機関で接種を希望する場合は、「予防接種相互乗り入れ制度」に加入している医療機関で、川口市の予診票を使用して定期予防接種を受けることができます。該当する医療機関については、地域保健センターまでお問合せいただくか、埼玉県医師会ホームページの「住所地外定期予防接種相互乗り入れ」の「一般」でご確認ください。

◇里帰り出産時の予防接種費用の助成

予防接種は、住民票のある市区町村で受けることが原則です。ただし、里帰り等の特別な理由により埼玉県外で予防接種を希望される場合は、一部接種費用の助成を行います。接種の際には「予防接種依頼書」が必要になりますので、依頼書の依頼先（病院長あるいは市区町村長）を里帰り先の自治体に確認の上、事前に地域保健センターにご連絡ください。

◆Hib(ヒブ)感染症

<接種開始が生後2か月～7か月未満>

初回接種 1歳未満までの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）以上、標準的には27～56日までの間隔をおいて3回接種します。

追加接種 初回接種終了後、7か月以上、標準的には7か月～13か月までの間隔をおいて、1回接種します（計4回）。

※ただし、初回接種が生後12か月までに終了しなかった場合は、初回接種の最後の接種日から、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて、追加接種を1回します。

<接種開始が生後7か月～1歳未満>

初回接種 1歳未満までの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回接種します。

追加接種 初回接種終了後、7か月以上、標準的には7か月～13か月までの間隔をおいて1回接種します（計3回）。

※ただし、初回接種が生後12か月までに終了しなかった場合は、初回接種の最後の接種日から、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて、追加接種を1回します。

<接種開始が12か月～5歳未満>

1回接種します（計1回）。

◆小児の肺炎球菌感染症

<接種開始が生後2か月～7か月未満>

初回接種 標準的には、1歳未満までの間に、27日以上の間隔をおいて3回接種します。

追加接種 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12か月以降に1回接種します（計4回）。

※ただし、初回2回目及び3回目の接種が生後24か月までに終了しなかった場合は、初回接種の最後の接種日から、60日以上の間隔をおいて、追加接種を1回します。また、初回2回目の接種が生後12か月以上24か月未満の場合は、初回3回目の接種は行わず、初回2回目の接種日から、60日以上の間隔をおいて、追加接種を1回します。

<接種開始が生後7か月～12か月未満>

初回接種 標準的には1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回接種します。

追加接種 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回接種します（計3回）。

※ただし、初回2回目の接種が生後24か月までに終了しなかった場合は、初回1回目の接種日から、60日以上の間隔をおいて、追加接種を1回します。

<接種開始が12か月～2歳未満>

60日以上の間隔をおいて、2回接種します（計2回）。

<接種開始が2歳～5歳未満>

1回接種します（計1回）。

◆B型肝炎

1、2回目 生後2か月から27日以上の間隔をおいて、標準的には、生後2か月と3か月に27日以上の間隔をおいて2回接種します。

3回目 生後7か月～8か月の間に（1回目から139日以上の間隔をおいて）1回接種します。

◆ロタウイルス感染症

●**ロタウイルス感染症ワクチン：商品名 ロタリックス（経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン）**

出生6週0日後から24週0日後までの間に、標準的には生後2か月から24週0日後までの間に27日以上の間隔をおいて2回接種します。

●**ロタウイルス感染症ワクチン：商品名 ロタテック（五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン）**

出生6週0日後から32週0日後までの間に、標準的には生後2か月から32週0日後までの間に27日以上の間隔をおいて3回接種します。

※出生15週以降の初回接種については、安全性が確立していないため、原則、出生14週6日後までに初回接種を完了させてください。

また、接種は必ず同一ワクチンで完了させてください。

◆ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ【四種混合（DPT-IPV）・二種混合（DT）】

第1期初回接種 生後3か月～12か月未満を標準的な接種期間として、20日以上あげ、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種します。（四種混合）

第1期追加接種 初回接種終了後、6か月以上、標準的には12か月～18か月の間隔をおいて1回接種します。（四種混合）

第2期接種 11歳から13歳未満、標準的には、11歳から12歳未満の間に1回接種します。（二種混合）

◆ジフテリア・百日せき・破傷風【三種混合（DPT）・二種混合（DT）】 不活化ポリオ

※四種混合と同じ接種回数、間隔になります。三種混合ワクチンの接種が済んでいないかたは、残りの回数を四種混合ワクチンで受けてください。

※過去に生ポリオワクチンの予防接種を1回受けたことがある場合、不活化ポリオワクチンを3回受けてください。なお、生ポリオワクチンを2回受けているかたは不活化ポリオワクチンを受ける必要はありません。

◆BCG（結核）

標準的には生後5か月～8か月未満の間にBCGを1回接種します。

※BCGを生後早期（4か月未満）に接種した場合、きわめて少数ですが免疫不全症のお子さんに重い副反応を起こす可能性があります。また、リンパ節の腫れも多いという報告もあります。接種時期については、医師とよく相談しましょう。

◆水痘

1歳以上3歳未満までに2回、標準的には1歳～1歳3か月までに、水痘ワクチンを1回接種し、3か月以上の間隔、標準的には6か月から12か月の間隔をおいて2回目を接種します。

◆麻しん（はしか）・風しん

第1期接種 1歳～2歳未満の間に、麻しん風しん混合（MR）ワクチンを1回接種します。

第2期接種 5歳～7歳未満で就学前（幼稚園・保育園の年長時相当）の1年間に、麻しん風しん混合（MR）ワクチンを1回接種します。

※麻しん風しんどちらかにかかったことがある場合などは、混合ワクチンではなくもう一方（麻しんにかかった場合は、風しん）の単独ワクチンを接種することも可能です。

◆日本脳炎

第1期初回接種 生後6か月から6日以上、標準的には、3歳から4歳未満の間に6日から28日までの間隔をおいて2回接種します。

第1期追加接種 第1期初回2回目の接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年後に、1回接種します。

第2期接種 9歳から13歳未満、標準的には、9歳の間に1回接種します。

◆ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）※

この予防接種は、子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するものです。小学6年生～高校1年生相当の女性で、6か月間に3回接種します（受けるのに適した期間は、中学1年生の間です）。ワクチンは2種類あり、それぞれ接種間隔が違います。

●**ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）ワクチン：商品名 サーバリックス（2価ワクチン）**

標準的には、1回目を接種後、1か月以上の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて、3回目を接種します。

※ただし、標準的な接種間隔が取れない場合には、1か月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて、3回目を接種します。

●**ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）ワクチン：商品名 ガーダシル（4価ワクチン）**

標準的には、1回目を接種後、2か月の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種します。

※ただし、標準的な接種間隔が取れない場合には、1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて2回目の接種を行い、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて、3回目を接種します。

※平成25年6月14日の厚生労働省の勧告により、積極的勧奨（対象者へ個別に通知し接種を勧めること）を見合わせています。

◎その他の予防接種について（おたふくかぜ、インフルエンザ）

法律に基づく予防接種（定期予防接種）の他に、法律に基づかない任意予防接種があります。市からの通知等はありませんので、必要に応じて接種を受けてください。費用は自己負担（有料）となります。ただし、おたふくかぜは3,000円（1人1回のみ）※1の接種費用の助成があります。接種する際は医師と相談のうえ、副反応や接種後の注意事項も必ず確認してください。

※1 平成30年4月1日以降、市の助成を受けておたふくかぜワクチンの接種をされたかたは、助成対象外となります。

◎川口市子育て支援サイト「わくわくワクチン」について

川口市の子育て支援サイト「わくわくワクチン」に、お子さんの生年月日や予防接種記録を登録していただくと、予防接種のスケジュールの自動作成や予診票・問診票の送付依頼などが簡単にできます。予防接種のスケジュール管理にも便利です。

スマートフォンやパソコンのお気に入り登録しておきましょう。登録は無料です。

※通信費・パケット料は利用者負担となります。

「わくわくワクチン」の登録はこちら→

（問い合わせ） 川口市保健所 地域保健センター TEL 048-256-2022

